

# 壬生町庁舎建設委員会設置要綱

〔平成29年 6月15日〕  
要綱第4号

改正 平成30年 3月29日

改正 平成30年 6月26日

## (設置)

第1条 新庁舎の建設に際し、幅広い見地から意見を求めるため、壬生町庁舎建設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 庁舎の建設に係る基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 庁舎の建設位置及び規模に関すること。
- (3) その他庁舎の建設、整備に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員20人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の代表者
- (3) 公募により選出された町民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事務が終了するまでとする。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継ぐものとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部新庁舎建設室において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

制定文 抄

平成29年7月14日から適用し、壬生町庁舎建設委員会設置要綱（平成3年壬生町要綱第2号）は、廃止する。

改正文（平成30年3月29日告示第33号） 抄

平成30年4月1日から適用する。

改正文（平成30年6月22日告示第72号） 抄

平成30年6月26日から適用する。